

国際園芸博覧会 サイバーセキュリティ対策業務委託のプロポーザルに係る
提案書評価基準

表1の評価項目、評価のポイント、配点のもと、評価を行います。

表 1

評価項目		評価のポイント	配点
業務実績		(絶対評価) ・同種又は類似の業務の実績がある	
提案内容(基本要件)	基本要件	(絶対評価) ・要件を満たしている/満たす旨明記されている (加点点評価(3段階)) ・入場券販売開始時期を考慮し、想定スケジュール案に図示された運用開始時期より前に各業務を開始する提案があり、合理性・実現性が認められる ・全体スケジュールにて段階的な運用拡大や設計の随時更新等の提案があり、効率的・効果的と認められる	200
提案内容(運用設計・管理業務)	特権アクセス管理	(絶対評価) ・要件を満たしている/満たす旨明記されている	1050
	構成管理	(加点点評価(3段階)) ・提案者の業務経験・実績を踏まえた提案になっており、内容の合理性・実現性が認められる	
	脆弱性管理	・設計・運用手段が具体的に示され、実現性がある	
	セキュリティ監視	・提案内容の特長が具体的に示され、効率的・効果的と認められる ・業務説明資料に記載のない要件や観点が追加提案されており、協会にとって有益である	
	インシデント対応	★インシデント発生時のオンサイト対応について、対応までの所要時間等が記載され、意欲的である(インシデント対応の項目のみ)	
提案内容(運用支援業務)	共通	(加点点評価(3段階)) 協会事務所にて業務を行う人員について、提案された人数やその能力が充実しており意欲的である	1450
	セキュリティ対策運用体制整備		
	リスクアセスメント	(絶対評価) ・要件を満たしている/満たす旨明記されている	
	セキュリティ関連規程類の策定・管理	(加点点評価(3段階)) ・提案者の業務経験・実績を踏まえた提案になっており、内容の合理性・実現性が認められる ・設計・運用手段が具体的に示され、実現性がある	
	セキュリティ教育	・提案内容の特長が具体的に示され、効率的・効果的と認められる	
	セキュリティ監査・システム審査	・業務説明資料に記載のない要件や観点が追加提案されており、協会にとって有益である	
	インシデントハンドリング	★対応にかかる所要時間が明示され、協会内外との連携等きめ細やかで迅速な対応が見込まれる(インシデントハンドリングの項目のみ)	
	サイバーセキュリティ対策協議会(仮称)運営	(絶対評価) ・要件を満たしている/満たす旨明記されている	
	サイバーセキュリティ分科会(仮称)対応		

提案内容(共通業務)	問合せ管理	(絶対評価) ・要件を満たしている/満たす旨明記されている (加点評価(3段階)) ・提案者の業務経験・実績を踏まえた提案になっており、内容の合理性・実現性が認められる ・設計・運用手段が具体的に示され、実現性がある ・提案内容の特長が具体的に示され、効率的・効果的と認められる ・業務説明資料に記載のない要件や観点が追加提案されており、協会にとって有益である	50
提案内容(非機能要件・セキュリティ要件)		(絶対評価) ・要件を満たしている/満たす旨明記されている	
提案内容(プロジェクト管理)		(加点評価(3段階)) ・具体的に示され、内容の合理性・実現性が認められる	24
提案内容(追加提案)		(加点評価(3段階)) ・仕様書に明記がない内容について、有益な提案がある	100
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等		(絶対評価) ・提案書作成要領に記載の項目を満たしている(各項目1点)	6
価格点		420-(提案額-最低提案額)÷500000 (小数点第1位以下は切り捨て)	420
合計			3300

評価方法

- (1) 業務実績、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等、価格点については、1者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (2) 提案内容の内、絶対評価となる部分は、1者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (3) 提案内容の内、加点評価となる部分は、1者ごとに各評価委員が評価を行う。
- (4) 業務実績、提案内容、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等、価格点の評価点の合計を評価委員全員分集計し、その合計点を当該提案者の評価結果とする。
- (5) 評価点は、評価委員1名につき3300点満点とし、評価委員全員の合計で3300点×5名＝16500点で満点とする。
- (6) 評価点について最上位の者が2人以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- (7) 共同企業体を組成する場合、業務実績は、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (8) 共同企業体を組成する場合、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、代表者たる構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (9) 評価委員が欠席した際には、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。